

令和元年(ワ)第172号, 令和3年(ワ)第181号,

令和5年(ワ)第290号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外2名

令和7年3月12日

訴訟記録閲覧等の制限の申立て (2)

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

申立人 (補助参加人) 訴訟代理人弁護士

江 口 正 夫



同 池 田 秀 雄



同 八 木 宏



同 川 島 慶



上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民事訴訟法92条に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

第1 申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件の訴訟記録中の別紙目録記載の書類については、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限るとの裁判を求める。

第2 申立ての理由

別紙目録記載の書類には、申立人会社の取締役会議事録又は取締役会資料が引用されているところ、令和6年12月11日付け訴訟記録閲覧等の制限の申立てで述べたとおり、これらは民事訴訟法92条1項2号の営業秘密に該当する。

以上

別 紙

目 録

- 1 令和7年3月10日付け原告ら第41準備書面のうち別添マスキング部分
- 2 原告ら第41準備書面に係る要約陳述用スライド

2025年 3月 08 17時41分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 2/30

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号、同5年（ワ）第290号 違法行為差止請求事件
原告 和田廣治 外
被告 金井 豊 外

第 4 1 準備書面

—取締役会議事録等の提出により明らかとなった善管注意義務等違反—

2025年3月10日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

1 被告らの負う善管注意義務・忠実義務の内容

第8準備書面で述べたとおり、電気事業の高い公共性にかなう経営の健全性、社会環境への配慮の要請などを踏まえ、電力会社の取締役は、業務執行の決定にあたり、判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討した上で、当該決定をした場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小と、決定しない場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小を比較した上で、いずれが会社の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討する義務がある（なお、さらに義務内容を具体化したものについては第9準備書面参照）。

特に、原子力事業にあたっては、上記検討に際し、会社ないし株主の利益だけでなく、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分に配慮する

2025年 3月10日 17時41分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 3/30

とともに、原発事業を推進していた会社の従前の経営方針、経営計画からみて、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などについても、客観的、専門的な資料に基づき、従前の理解にとらわれることなくより慎重に検討することが必要である。

2 原告らからの文書提出命令申立てとその内容

そして、原告らは、被告らが取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反していること、特に、東日本大震災後も本件原発を再稼働するか否かを判断するに際し、その事故リスクや事故発生時の被害予測、収益見込み、他の発電方法との比較検討において、「社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行する」という義務に違反していることを証明すべき事実として、2011年3月11日（東北地方太平洋沖地震発生日）以降に開催された本件原発に関する取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出命令を申し立て、その第1意見書にて、特に本件原発の安全性に関する取締役会議事録等に対する証拠調べの重要性を判断する上で、裁判所が考慮すべき重要な考慮要素について、以下のように摘示した。

A 安全に関する検討対象事項

- ① 東日本大震災及び福島原発事故（特に電源喪失や配管破断）の原因についての究明及び総括
- ② 敷地内断層
- ③ 重大事故（又はこれに至りうる事故）発生リスク（特に耐震重要度分類）
- ④ 格納容器破損リスク
- ⑤ 自然災害リスク
- ⑥ 航空機衝突リスク
- ⑦ テロリズムその他の実力部隊による攻撃リスク

2025年 3月10日 17時42分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 4/30

⑧ 放射性物質が敷地外に放出した場合の飛散範囲とその線量予想、周辺住民の避難計画

⑨ 新規制基準（特に内容の合理性や本件原発の適合見込み）

⑩ 新規制基準では審査の対象とならないリスクの有無・内容

B 時的要素（重要な出来事）

(1) 東日本大震災及び福島原発事故（2011年3月11日）

検討すべき事項：上記Aの①から⑧

(2) 新規制基準適合性確認申請（2014年8月12日）

検討すべき事項：特に上記Aの⑨及び⑩

(3) 有識者会合による評価書（2016年4月27日）

検討すべき事項：上記Aの②

(4) 令和6年能登半島地震（2024年1月1日）

検討すべき事項：少なくとも上記Aの③、⑤、⑧から⑩

3 提出された取締役会議事録等の概要

これを受けて、被告らから、2011年3月30日に開催された第918回取締役会の議事録（乙203の1）及び配付資料（乙203の2）、並びに、同年4月8日に開催された第919回取締役会の議事録（乙204の1）及び配付資料（乙204の1）が証拠として提出された。

それらの内容は、以下のとおりである。

(1)

2025年 3月10日 17時42分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 5/30

--

(2)

--

--

(3)

--

--

(4)

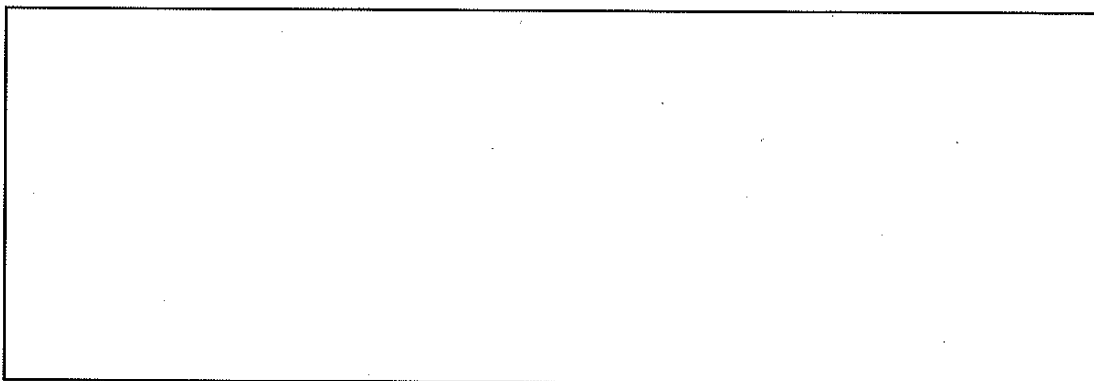
--

--

2025年 3月10日 17時42分

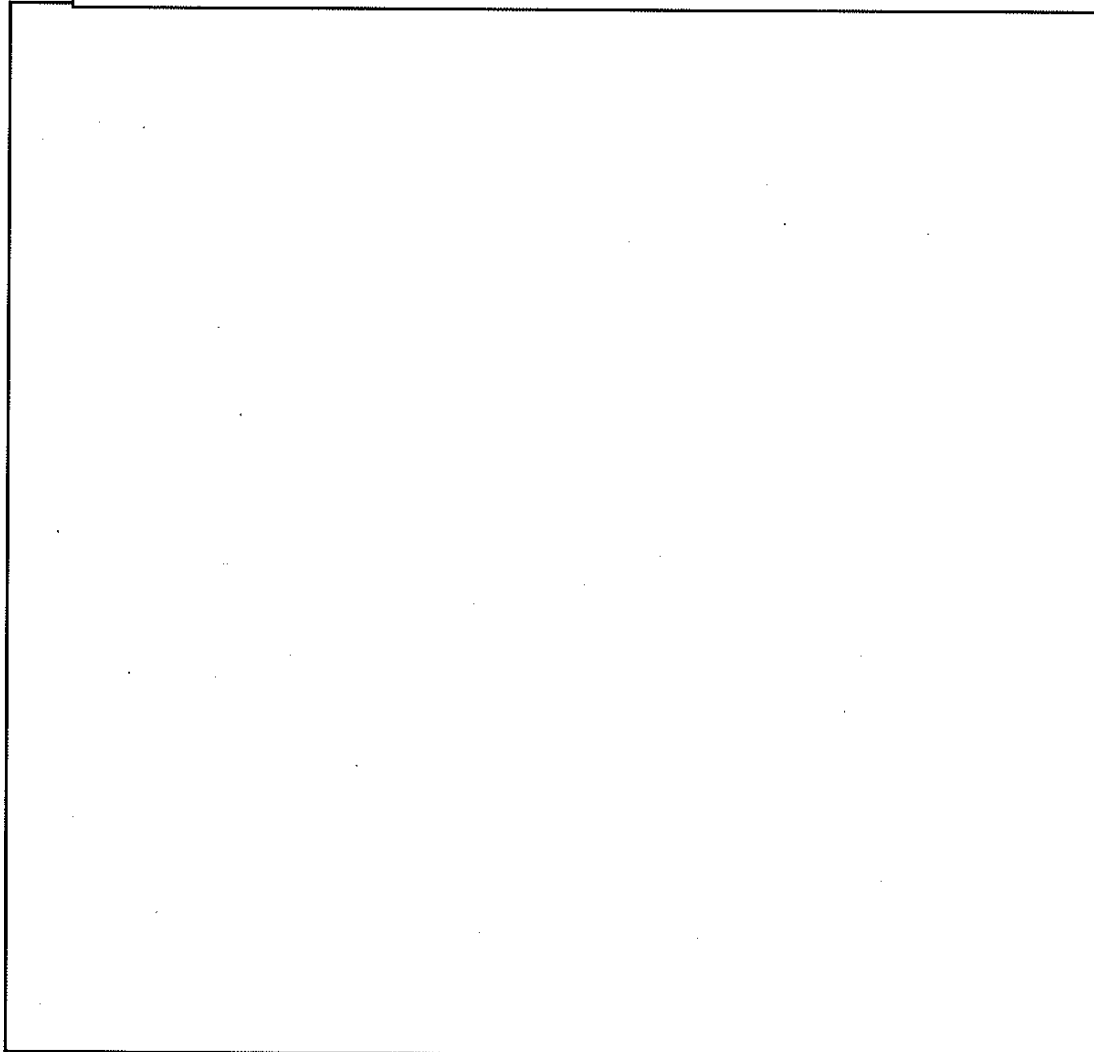
北尾法律事務所

NO. 6702 P. 5/30



4 本件原発の再稼働に関し検討を欠く事項

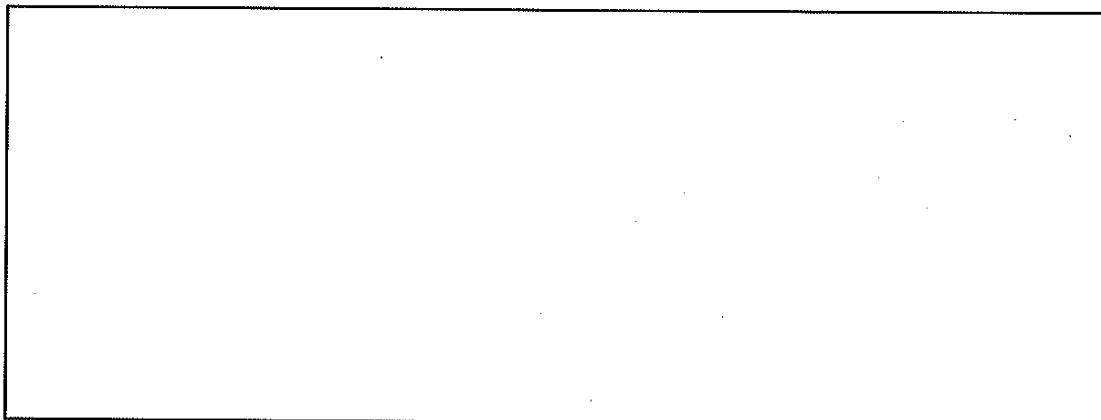
(1)



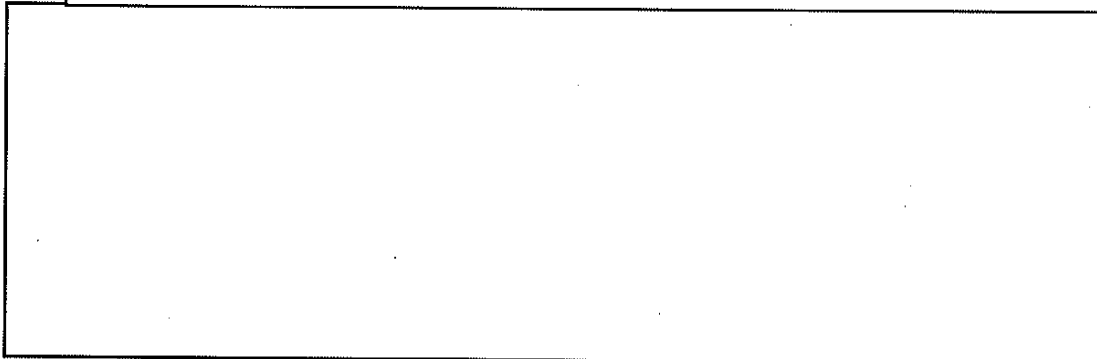
2025年 3月10日 17時42分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 7/30



(2)



(3) その他、いずれの取締役会においても、本件原発の再稼働ありきの報告ないし協議にとどまっており、福島原発事故による被害ないし損害の大きさを踏まえた上での、本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡は窺われない。

そして、本件原発を再稼働する方針を決定ないし維持するにあたり、上記経済産業省指示文書に基づく緊急安全対策の点をのぞき、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などを踏まえた各種の検討がなされた形跡は窺われない。

また、上記でも述べた、①東日本大震災及び福島原発事故（特に電源喪失や配管破断）の原因についての究明及び総括のほか、原告らが本件原発の安全に関する重要な検討対象事項として挙げた、上記2のAの②敷地内断層、③重大事故（又はこれに至りうる事故）発生リスク（特に耐震重要

2025年 3月10日 17時42分

北尾法律事務所

NO. 6702 P. 9/30

度分類)、④格納容器破損リスク、⑤自然災害リスク、⑥航空機衝突リスク、⑦テロリズムその他の実力部隊による攻撃リスク及び⑧放射性物質が敷地外に放出した場合の飛散範囲とのおよその線量予想、周辺住民の避難計画のいずれについても、検討がなされた形跡は窺われない。

6 取締役会議事録等の提出により明らかとなった被告らの善管注意義務・忠実義務違反

被告ら及び補助参加人は、2025年12月18日の期日において、補助参加人の取締役会において、原発の安全性、事故発生の際に生じるリスクのある損害の範囲や原発以外のエネルギーを推進すること等について最も詳細に検討したのは、東日本大震災発生直後であり、乙203の1から乙204の2は、補助参加人の方針を必要かつ十分に表すものとして提出しているとした。

しかし、上記のとおり、乙203の1等からは、被告らが本件原発の再稼働の方針を決定ないし維持するにあたり、福島原発事故等を踏まえた本件原発の事故リスク、事故時に発生する被害ないし損害及び再稼働に要するコストと、本件原発を再稼働した場合に見込まれる収益との比較検討、事故リスクや再稼働に要するコスト等を踏まえた他の発電方法との比較検討並びに本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡は窺われないし、また、上記経済産業省指示文書に基づく緊急安全対策の点をのぞき、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などを踏まえた各種の検討をした形跡も窺われない。

また、特に、被告らが想定すべき事故リスク、事故時に発生する被害ないし損害及び再稼働に要するコストについては、とりわけ可変的なものであり、原告らが本件原発の安全を検討すべき重要な時期（出来事）として挙げた上記2のBの(2)2014年8月12日の新規制基準適合性確認申請前、(3)2016年4月27日の有識者会合評価書提出後及び(4)2024年1月1日の

2025年 3月10日 17時42分

北尾法律事務所

NO. 5792 2. 9/30

令和6年能登半島地震発生後に、その都度、(2)の時期には、特に同Aの⑨新規規制基準（特に内容の合理性や本件原発の適合見込み）及び⑩新規規制基準では審査の対象とならないリスクの有無・内容、(3)の時期には、②敷地内断層、(4)の時期には、少なくとも③重大事故（又はこれに至りうる事故）発生リスク（特に耐震重要度分類）、⑤自然災害リスク、⑧放射性物質が敷地外に放出した場合の飛散範囲とのその線量予想、周辺住民の避難計画、⑨新規規制基準（特に内容の合理性や本件原発の適合見込み）及び⑩新規規制基準では審査の対象とならないリスクの有無・内容を、それぞれ分析、検討しなければ、本件原発を再稼働するか否かの判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討したと到底いえるものではない。

よって、被告らは、本件原発を再稼働するか否かの判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討した上で、再稼働をした場合に補助参加人の受ける利益（又は損失）の大小と、再稼働しない場合に補助参加人の受ける利益（又は損失）の大小を比較した上で、いずれが補助参加人の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討しておらず、被告らが、本件原発を再稼働（運転）しようとし、また、その準備（前提）行為を継続することは、取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反するというべきである。

以上